

京都市告示第256号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科大塚経34号線	山科区大塚大岩1番地の3地先から	旧	メートル 45.70	メートル 1.80 ~ 3.95
	同区大塚南溝町7番地の3地先まで	新	45.70	4.00 ~ 7.01
山科大塚緯3号線	山科区大塚野溝町44番地地先から	旧	70.70	2.20 ~ 4.20
	同町22番地地先まで	新	70.70	4.36 ~ 6.08
山科大塚緯41号線	山科区大塚大岩1番地の3地先内	旧	3.50	6.00
		新	3.00	6.80 ~ 10.50
山科川田経7号線	山科区川田菱尾田20番地の138地先から	旧	50.00	1.40
	同町45番地の5地先まで	新	50.00	2.46 ~ 3.29

山科北花山緯 20号線	山科区北花山河原町16番地の2地先から	旧	30.90	1.90 ~ 2.90
	同町7番地の3地先まで	新	30.90	1.21 ~ 6.01
山科北花山緯 21号線	山科区北花山河原町29番地の2地先から	旧	20.80	3.75 ~ 4.16
	同町29番地の6地先まで	新	20.80	4.26 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)